

ICT戦略室発注の物品等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込:円)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由 (随意契約理由番号)</a>	WTO
1	センタープリンタ(連続帳票) 消耗品(トナー・現像剤)買入	26 OA機器・用品	富士ゼロックス株式会社 大 阪営業所	1,497,830	平成30年11月5日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G4	-
2	統合基盤システム サーバ 機器等 借入(再リース)	02 事務用品賃貸	日立キャピタル株式会社 法人事業本部 関西法人支店	48,921,408	平成30年12月26日	地方公共団体の物品等又は 特定役務の調達手続きの特 例を定める政令第11条第1 項2号	W2	適用
3	統合基盤システム センター プリンタ等 借入(再リース)	02 事務用品賃貸	日立キャピタル株式会社 法人事業本部 関西法人支店	3,636,819	平成30年12月26日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G7	-

1

## 特名随意契約理由書

1 案件名称

センタープリンタ（連続帳票）消耗品（トナー・現像剤）買入

2 契約の相手方

富士ゼロックス株式会社

3 随意契約理由

センタープリンタ（連続帳票）については、平成25年9月7日入札にて、富士ゼロックス株式会社製のプリンタを調達してきたところである。センタープリンタ（連続帳票）で使用する消耗品のトナー及び現像材については、富士ゼロックス株式会社製の純正消耗品を使用しないと、印刷品質及び機器の安定稼働が保証されないことから、富士ゼロックス株式会社製の消耗品を使用する必要がある。また、これらの消耗品については富士ゼロックス株式会社でしか販売されておらず、同社より購入するほかない状況である。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とし、富士ゼロックス株式会社を特名とし、契約相手方とするものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

ICT戦略室活用推進担当（電話番号 06-6543-7116）

## 特名随意契約理由書

## 1 案件名称

統合基盤システム サーバ機器等 借入（再リース）

## 2 契約の相手方

日立キャピタル株式会社

## 3 特名理由

「統合基盤システム サーバ機器等」は、住民情報系基幹システムの再構築を目的として、平成 25 年度に一般競争入札により調達した機器である。現行機器は平成 30 年 12 月 31 日をもって契約期間を満了することとなるが、民間データセンターへの移転や、ハードウェアおよびソフトウェアのサポート期限等を踏まえて、機種更新を平成 32 年 1 月に実施する予定である。統合基盤システムは、本市行政の根幹となる住民情報系基幹システムを支える基盤となるシステムであることから、市民サービスに影響が出ないように高い信頼性および可用性を担保し、システムの安定稼働を実現するため、保守性を備えるハードウェアおよびソフトウェアの利用を継続する必要がある。以上のことから、現行機器について、平成 31 年 3 月 31 日までリース延長を行う。

リース延長を行うにはその性質上、現行機器のリース業者と契約を締結する必要があるため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号に基づき、現行機器のリース業者である日立キャピタル株式会社と特名随意契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 11 条第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

I C T 戦略室活用推進担当（電話 06-6543-7114）

## 特名随意契約理由書

## 1 案件名称

統合基盤システム センタープリンタ等 借入（再リース）

## 2 契約の相手方

日立キャピタル株式会社

## 3 特名理由

「統合基盤システム センタープリンタ等」は、住民情報系基幹システムの再構築を目的として、平成 25 年度に一般競争入札により調達した機器である。現行機器は平成 30 年 12 月 31 日をもって契約期間を満了することとなるが、民間データセンターへの移転（平成 32 年 1 月予定）に伴い、印刷方式等の検討・整理を行う必要があることから、それまでの間の印刷機能の安定的な提供を目的として、平成 31 年 1 月以降も現行機器の稼働を継続させるため、リース延長を行うこととする。

リース延長を行うにはその性質上、現行機器のリース業者と契約を締結する必要があるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（G 7）に基づき、現行機器のリース業者である日立キャピタル株式会社と特名随意契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

I C T 戦略室活用推進担当（電話 06-6543-7114）